

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](令和 4 年 5 月度)

対象期間: 令和 4 年 5 月 1 日 ~ 令和 4 年 5 月 31 日

3_維持管理記録簿(焼却)

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種類	数量(単位)
産業廃棄物	燃え殻 (/月)
	汚泥 (/月)
	廃油 (/月)
	廃酸 (/月)
	廃アルカリ (/月)
	廃プラスチック類 (/月)
	紙くず 0.20 (t /月)
	木くず 26.0 (t /月)
	繊維くず (/月)
	動植物性残渣 (/月)
	動物系固形不要物 (/月)
	ゴムくず (/月)
	金属くず (/月)
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず (/月)
	鉱さい (/月)
	がれき類 (/月)
	動物のふん尿 (/月)
	動物の死体 (/月)
	ばいじん (/月)
	処分するために処理したもの (13号廃棄物) (/月)
特別管理 産業廃棄物	燃えやすい廃油 (/月)
	pH2.0以下の廃酸 (/月)
	pH12.5以上の廃アルカリ (/月)
	感染性産業廃棄物 (/月)
	その他() (/月)

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

測定位置	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度※4
測定結果が得られた日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果		連続記録紙事務所保管		

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 4 年 11,12,14,17,18,23,26,27, 5 月 31 日	令和 4 年 11,12,14,17,18,23,26,27, 5 月 31 日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

採取位置	6月に1回以上	1年に1回以上
採取した年月日	令和 4 年 5 月 10 日	令和 4 年 5 月 10 日
測定結果が得られた日	令和 4 年 5 月 24 日	令和 4 年 5 月 24 日
ダイオキシン類※3		0.018 ng-TEQ/m3N
ばい煙量又は ばい煙濃度※3	ばいじん 0.02未満 (g/m3N)※5 窒素酸化物 19 (cm3/m3N)※5 硫黄酸化物 0.024 (m3N/h)※5 塩化水素 17未満 (mg/m3N)※5 水銀 2未満 (μg/m3N)※5	

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

※2 連続記録紙を添付すること。

※3 計量証明書を添付しても良い。

※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。

※5 単位を記入すること。